

「新規就農者育成研修」実施細則

NPO 法人九州エコファーマーズセンター

（要領第 4 条関係）

第 1 条 「新規就農者育成研修事業」実施要領（以下「要領」という）第 4 条の「新規参入者、他産業からの U ターンの農業法人等就職就農希望者や独立就農希望者」とは、基本的に次に掲げる項目に該当する者で、農業技術が未熟で農業法人・農家等での研修を希望する者をいう。

① 新規参入者の農業法人等就職就農希望者

- ア. 将来、農業法人の幹部として働きたいと希望する者。
- イ. 新規学卒者で、農業を職業としたいと希望する者。
- ウ. 将来、農業法人の系列農場として農業を始めたいと希望する者。
- エ. 農畜産物の生産とあわせて加工や流通、販売などに取り組みたいと希望する者。

② U ターンの農業法人等就職就農希望者

- ア. 農家の子弟で、会社等の他産業に就職していた者で離職した後、実家で就農する予定であるが、農業法人化をめざしたいと希望する者。
- イ. 農家の子弟であるが、新たな農業事業を立ち上げるため、農業法人で経営ノウハウを取得したいと希望する者。
- ウ. 将来、農業の 6 次産業化をめざすため、農業法人で働きたいと希望する者。

③ 要領第 4 条②に定める「研修終了後、農業法人に就職および就農することが見込まれていること」とは、「研修終了後」に「当該の農業法人に就職」や「農業法人の系列農場として農業を始める」「農業法人を立ち上げる」「新しい農業事業を立ち上げる」ことをいう。

（要領第 6 条関係）

第 2 条 要領第 6 条に定める「研修申込書」の様式は、別紙（様式 1）のとおりとする。

（要領第 7 条関係）

第 3 条 要領第 7 条に定める「研修生の選考審査」の書類審査の内容は、主に次の項目について確認するものとする。

- ア. 農業に取り組む決意があること。
- イ. 農業法人に就職就農したい動機や独立就農の動機が明確であること。
- ウ. 農業の法人化や新しい農業事業に確かなるビジョンをもっていること。
- エ. 農業経営感覚の取得に高い関心をもっていること。

- オ. 自ら挑戦をし、積極的に学ぶ姿勢が明確なこと。
 - カ. その他必要な事項。
- ② 要領第7条に定める「研修生の選考審査」の「事前実習」「面接審査」では、主に次の項目について確認するものとする。
- ア. 実習態度が積極的でかつ素直であること。
 - イ. 農業や農業経営に対して好奇心が高いこと。
 - ウ. 事前実習を体験し、農業法人で就職することの可否を確認すること。
 - エ. ハキハキと自分の意見を言えること。
- ③ 要領第7条に定める事前実習に伴う「一定額」は受入参加費として、研修生自身が自己負担とし、21,000円支払うものとする。
- ④ 要領第7条に定める「新規就農者育成研修生選考委員会」は、九州エコの理事、学識経験者等で構成する。

(研修期間、研修時間、休日)

第4条 研修期間および研修時間、休日は、次のとおりとする。

- ① 研修期間：1年間から2年間
(ただし、開始日の繰り下げ、終了日を繰り上げる場合もある。)
- ② 研修時間：受入農業法人・農家の就業規則等に基づく
上記を基本とするが、業務の都合等やむをえない事情により繰り上げ、または繰り下げることがある。
- ③ 休日：受入農業法人・農家の就業規則等に基づく
ただし、業務の都合等やむをえない場合は、受入先と協議のうえ他の日と振り替えることができる。
- ④ 傷害保険：傷害保険を付保する。
- ⑤ その他保険：健康保険、国民年金は、研修生自ら付保すること。

(要領第8条関係)

第5条 要領第8条に定める「研修受入農業法人・農家」の範囲は、次のものをいう。

- ① 九州エコの会員農業法人。
- ② 九州エコの会員農家であり農業法人の系列農家であること。
- ③ 九州エコの会員登録を速やかに行う農業法人。
- ④ 九州エコの会員登録を速やかに行う農業法人系列農家

(要領第9条関係)

要領第9条に定める「研修受入農業法人・農家登録申込書」の様式は、別紙(様式2)のとおりとする。

(要領第 12 条関係)

第 6 条 要領第 12 条に定める「経費負担金」の研修費、受入農業法人・農家の負担金は、「研修生研修費および受入農業法人・農家負担金細則」によって定める。

附 則

1. この実施細則は平成 22 年 1 月 10 日から施行する。
2. この実施細則の一部を平成 24 年 2 月 28 日改訂し、施行する。

新規就農者育成研修事業

研修生研修費および受入農業法人・農家負担金

細則・

第1条 研修生研修費：月1万5千円（前月末日までに支払う）

第2条 受入農業法人・農家負担金：月1万5千円（研修生1名分、前月末日までに支払う）

附 則

1. この細則は平成22年1月10日から施行する。